

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和6年度①

私たちは、日常的に商品やサービスを購入し、消費して生活しています。これを、消費生活といいます。このように消費生活を営む私たちは、みんな消費者です。

5月は 消費者月間！

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてないほど速くなる中でわたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解や情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていく必要があります。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマとして掲げます。



消費者庁ホームページより

楽しいくらしの講座

「やさしいスマホ体験教室」を実施します。

体験用のスマートフォン(アンドロイド)を使って、スマホの基本操作や、「不当要求」の体験と不当請求等の対策を学びます。インターネットやアプリを楽しく使うコツを教材で体験しませんか。

◎日時:7月2日(火)午後1時30分から3時30分 ◎場所:城北地区公民館

◎対象:スマートフォン初心者 ◎定員:先着20人 ◎講師:KDDI 認定講師

◎申込:6月12日(水)から 市民生活課 ☎ (20)3014



点検商法 の手口と思われる相談が、増加 しています。

屋根・床下など住宅設備のほか、消火器の点検の相談事例があります。事例を知って、トラブルに遭わないよう気をつけましょう。

【相談事例からみる勧誘トーク】

① 訪問・点検のきっかけとなるトーク

無料で点検しています

工事の挨拶に来ました

近所で工事をしている者です



お宅の瓦がずれているのを見えました

知り合いに業者がないなら見てあげますよ

② 消費者の不安をあおるトーク

このままだと水漏れしてしまいますよ

すぐに直さなければ大変なことに。。。

瓦が飛んで近所の人にも迷惑がかかります



③ 消費者の負担が軽くなると思わせるトーク

この場で契約するなら特別に安くしますよ

通常より大幅に割り引いた価格です

保険申請の手続きもしてあげます

④ 次々に違う工事やサービスを勧誘するトーク

「外壁も傷んでいて工事が必要です」 「シロアリがいたので駆除しなければ」

消費生活センターでは消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

また、クーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を実施しています。無料で講師を派遣しますので、お気軽にお問い合わせください。



お気軽にご相談ください。

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)

※イラストは消費者庁イラスト集より